

# 森友文書改ざん疑惑を徹底追及する！

★緊急★  
院内集会

『朝日新聞』が伝えた森友文書改ざん疑惑が国会と政権を揺るがす事態になっています。

しかし、政府は「検察当局が調査中だから」と言いくるめ、与野党が求めた原本の提出も調査結果の報告も拒んでいます。

これで法治国家と言えるのか！ 私たちは政府の情報隠しにもう我慢できません！

情報公開に詳しい専門家をゲストに招き、森友文書改ざん疑惑を徹底究明する緊急院内集会を開催しますのでお集まりください。

**3月20日** (火) (11:00~13:15)

衆議院第一議員会館  
B1F 大会議室

## < プログラム >

10時15分 受付開始 (入館証渡し)

11時~11時30分 ●特別報告

「森友文書改ざん疑惑をどう見るか」  
上脇博之さん (神戸学院大学教授)

上脇博之氏プロフィール:

\* 官房機密費情報公開訴訟で今年1月機密費文書の一部公開を命じる最高裁判決を勝ち取る。

\* 森友問題では財務省が「相談記録は保管期間満了で廃棄」としていたが「学園からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書、回覧文書」を開示請求。近畿財務局は「相談記録」を含む文書計12件を今年1月に開示した。

\* 政治資金オンブズマン共同代表

11時45分~13時15分 ●パネル討論

上脇博之さん (神戸学院大学教授)

立憲民主党

希望の党

民進党

日本共産党

自由党

社会民主党

(出席議員は各党調整中)

醍醐聰さん (東京大学名誉教授)

司会 杉浦ひとみさん (弁護士)

\* パネル討論では会場からの質問・意見も随時、取り上げます。

\* 資料代: 500円です。

## 森友文書 書き換えの疑い



財務省、問題発覚後か  
交渉経緯など複数箇所



## ● 院内集会終了後の行動 ●

■14時15分 麻生財務相への申し入れ

「森友文書改ざん疑惑の徹底調査と公表、麻生財務相の辞任を求める申し入れ」

■14時45分 会計検査院長への申し入れ

「会計検査院法第31条第2項にもとづき、麻生財務相に対し、会計事務職員の懲戒処分を要求するよう求める申し入れ」

## 私たちのアピール

★財務省は書き換えを否定するなら原本(の写し)を提出せよ!

★疑惑究明のためにも佐川氏を証人として国会へ呼べ!

★書き換えが確かなら政府ぐるみの公文書改ざんだ!

★佐川・麻生・安倍の悪代官3人組は辞任が当然だ!

★答弁拒否は国政調査権の冒涇だ!

★改ざんが事実なら内閣総辞職だ!

主催: 森友・加計問題の幕引きを許さない市民の会

HP: <http://sinkan.cocolog-nifty.com>

メール: [morikakesimin@yahoo.co.jp](mailto:morikakesimin@yahoo.co.jp)

tel: 070-4326-2199 (受付 10時~20時)

# 森友文書改ざん疑惑 (=事件) をどう見るか

## 国の説明責任と公文書の重要性

日時：2018年3月20日11時(11時15分から30分)

会場：衆議院第一議員会館 B1F大会議室

主催：森友・加計問題の幕引きを許さない市民の会

上脇博之(神戸学院大学法学部教授・憲法学)

### はじめに

- ・朝日新聞がスクープ報道(今月2日朝刊、3日朝刊)。
- ・財務省は12日に「書き換え」を認め、78頁に及ぶ調査結果を公表。14の決裁文書で変更部分は290カ所。2017年2月下旬から4月までの期間で「書き換え」が行われた。

### ◆国の説明責任と情報保存義務

- ・国民主権、知る権利が保障されている下では、国家機関は主権者国民に情報を公開し、説明する責任あり。
- ・そのために国家機関には収集情報を記録・保存することが義務付けられる必要がある

## 1. 説明責任の重要性の例としての森友学園事件(財政法違反の国有地売却事件)

### ①会計検査院の検査

- ・内閣は、国会・国民に対し国の財政状況の報告義務あり(第91条)。
- ・国の収入支出の決算は会計検査院が検査し、内閣はその検査報告とともに国会への提出義務(第90条第1項)。

### ②国有地、財政法および会計検査院法

- ・国の財産は、「**適正な対価**」なしに譲渡も貸し付けもしてはならない(財政法第9条第1項)。
- ・「適正な対価」については、国(財務省)が国民・国会・**検査員** **会計責任**に対し説明する責任がある。
- ・会計検査院が検査を受けるものに帳簿・書類・資料の報告の提出を求め、関係者に質問・出頭を求めた場合、それらの求めを受けたものは、これに応じなければならない(会計検査院法第26条)。
- これに応じない場合には、会計検査院は懲戒の処分を要求できる(会計検査院法第31条第2項)。

### ③財務省の森友学園への国有地売却は財政法違反

- ・2016年6月、財務省は、学校法人「森友学園」に対し、国有地の鑑定価格9億5600万円からゴミ(1万9500トン)の撤去費用を含め8億2200万円を差し引いて1億3400万円で売却。
- ・会計検査院は2017年11月、財務省の森友学園への国有地売却につき8億1900万円の値引きしたことについて「適切とは認められない」、値引きの「根拠が不十分」と指摘した報告。
- ・2016年3月30日に国と森友学園の協議を録音した音声データでは学園側が「3メートルより下からはそんなにたくさん出てきていない」と発言し国側の職員が「言い方としては混在と。9メートルまでの範囲で」と発言。
- ・地中ごみを試掘した業者が、森友学園と財務省近畿財務局からの働きかけがあり、ごみは実際より深くにあると見せかけた虚偽の報告書を作成した、と大阪地検特捜部の調べに証言している模様。

## 2. 財務省の決裁文書改ざん事件

### ①公文書の作成・保存は民主主義の根幹・・・公文書等の管理に関する法律(公文書管理法)

(目的) 第1条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、**健全な民主主義の根幹**を支える国民共有の知的資源として、**主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ**、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を**現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。**

## ②民主主義国家の行政として相応しい近畿財務局の公文書記載

## ③財務省の改ざんは民主主義の実質的否定（民主主義の危機）

## ④安倍首相・官房長官・麻生財務大臣・財務省・国土交通省の公表遅れ

・国土交通省は、今月5日、“改ざん”前の財務省作成の保管文書の存在を把握し、杉田官房副長官と財務省に報告し、その写しを財務省に提出し、杉田副長官は6日に安倍首相と菅義偉官房長官に伝えた。しかし、そのことはマスコミに公表されず、隠蔽され続けた。

- ・財務省は、8日、「現在、近畿財務局にあるコピーはこれが全て」として“改ざん”後の文書を国会に開示。
- ・安倍首相も麻生財務大臣も“改ざん”前の文書の存在がると報告を受けたのは、「11日だった」と説明。
- ・公文書の重要性を踏まえれば、未確認でも、そのことを国金・国会に報告しなかったこと自体が隠蔽。
- ・首相らが、すぐに“改ざん”を認め公表しなかったのは、元々“改ざん”を知っていたからではないか。

## 3. “改ざん”による隠蔽の理由

## ①安倍晋三夫婦は森友学園側の者（それも内閣総理大臣夫婦）

・籠池理事長について安倍首相は「いわば私の考え方に非常に共鳴している方で、その方から『小学校をつくりたいので、安倍晋三小学校にしたい』という話がございましたが、私はそこでお断りをしているんですね。「あの、事実というのはですね、うちの妻が名誉校長になっていることについては、承知しておりますし、妻からですね、この、森友学園ですか？ の『先生の教育に対する熱意は素晴らしい』という話は聞いております」と答弁（2017年2月17日の衆院予算委員会）。

・森友学園で3回も講演し「瑞穂の國記念小学院」の名誉校長を引き受けた安倍昭恵夫人は安倍首相の分身・・・夫人付き職員が計5名も。

・「開成小学校設置趣意書」には、日本国憲法に適合する「こども権利条約・男女共同参画・雇用均等法」などを「日本人の品性をおとしめ世界超一流の教育をわざわざ低下せしめた」と批判し、さらに戦前の「富国強兵の考え」や「教育勅語」を高く評価する記述になっていて、森友学園の塚本幼稚園の園児の「受け皿が必要」だと記載。つまり、実質的には安倍晋三記念小学院！

## ②改ざんによる下記の削除

・<打合せの際、「本年4月25日、安倍昭恵総理夫人を現地に案内し、夫人からは『いい土地ですから前に進めてください』とのお言葉をいただいた」との発言あり（森友学園籠池理事長と夫人が現地の前で並んで写っている写真を提示）>

・<記事の中で、安倍首相夫人が森友学園に訪問した際に、学園の教育方針に感涙した旨が記載される>  
 ・<国会においては、日本会議と連携する組織として超党派による「日本会議国会議員懇談会」が平成9年5月に設立され、現在、役員には特別顧問として麻生太郎財務大臣、会長に平沼赳夫議員、副会長に安倍晋三総理らが就任>

## ③改ざんによる隠蔽で一番助かったのは安倍首相ら

安倍首相は「私や妻がこの認可あるいは国有地払い下げに、もちろん事務所も含めて、一切関わってないという事は明確にさせていただきたいと思ひます。もし関わっていたんであればですね、これはもう、私は総理大臣を辞めるということでありまうから、これははっきりと申し上げたいと、このように思ひます」と答弁（2017年2月17日の衆院予算委員会）・・・財務省への隠蔽メッセージではなかつたか。

・佐川・理財局長は「学園側との交渉記録は廃棄した」と国会答弁（2017年2月24日）・・・首相官邸と調整した結果。

・安倍政権が続くと、公文書の廃棄・改ざんも続き、今後、不都合な記録がなされなくおそれあり！

## 「森友・決裁文書」の改竄は犯罪である（抜粋）

澤藤統一郎

本日は、もう一つの問題。朝日がスクープした「決裁文書改竄」が、果たして犯罪になるかを考えてみたい。

結論として、改竄の実行者について刑法上の犯罪が成立すると考えられる。その可能性は限りなく高い。

まずは公文書偽造罪（刑法155条）はどうか。条文（抜粋）は以下のとおりである。

「行使の目的で、公務所若しくは公務員の作成すべき文書を偽造し、又は公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した」という犯罪類型。

公文書偽造は、作成権限のない者が公文書を作成し、または真正な公文書の本質的部分を改ざんすることを処罰する規定である。財務省組織ぐるみの本件改竄について、この条文適用の余地はない。

これに対して、虚偽公文書作成罪（刑法第156条）は、作成権限ある者の犯罪である。つまり、財務省の担当者であれば、この罪の犯罪主体となる資格をもっていることになる。その条文の文言（抜粋）は以下のとおり。

「公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書を作成し、又は文書を変造したときは、印章又は署名の有る場合には1年以上10年以下の懲役に処し、印章及び署名のない場合には3年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。」

本件の改竄は、状況から見て財務省組織ぐるみの文書改竄なのだから、当該新文書の作成は「公務員が、その職務に関し、行使の目的をもって」なされたという各要件を充足していることが明らかと言ってよい。残る問題は、もっぱら、新たな改竄文書の作成が「虚偽文書の作成」あるいは「文書の変造」に当たるか、という一点にある。

「虚偽文書の作成」とは、権限をもった公務員が「真実に合致しない内容の文書を作成する」こと。また、「変造」とは、「作成権限のある公務員が、その権限を濫用して既存の公文書に不正に変更を加えてその内容を虚偽のものにすること」をいう。

本件において、伝えられている内容の文言の新文書の作成が、「真実に合致しない内容の文書を作成」したものとして、「虚偽文書の作成」に当たるかは微妙なところであるが、既に存在する原決裁文書の文言の重要な部分を削除した新文書を作成したことは、「その権限を濫用して既存の公文書に不正に変更を加えてその内容を虚偽のものにした」というべきであろう。したがって、本件

において新文書を作成した財務省の担当者は、公文書を変造したものとして処罰対象となると考えられる。

仮に、「虚偽文書の作成」にも「変造」にも当たらないとした場合にも、公用文書毀棄罪（刑法第258条）には該当するものと考えられる。

同条の文言(抜粋)は、「公務所の用に供する文書を毀棄した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。」となっている。これは、犯罪主体を公務員に限定した身分犯ではない。

原決裁文書が、公務所が使用する目的で現に保管されている文書として、同条にいう「公務所の用に供する文書」(公用文書)に該当することには疑問の余地がない。問題は、新文書の作成が「毀棄」に当たるか、ということだけである。

判例上、毀棄とは、文書を損傷・滅失する行為に限らず、「文書の効用を失わせる一切の行為を指す」ものとされる。文書を書き換え、あるいは当該文書の改竄を行うことも、文書の利用を一時不能にする目的で、隠匿する行為も毀棄に当たる。

本件では、原決裁文書とは内容が異なる2枚目の新文書を、原決裁文書の如き外観をもって新たに作成した。原決裁文書上の文言を直接に書き換えたり改変したりしたわけではないが、原決裁文書の文言があたかも当初から新文書の通りであった如き外観を作出したことは、日常の用語法としての「改竄」に当たるものと言って差し支えなく、明らかに「原決裁文書の効用を失わせる行為」にほかならない。

したがって、新文書の作成は、少なくとも原決裁文書についての、「公用文書毀棄」罪に当たるものと考えられる。

なお、以上の解釈には、公文書管理法の理念が重要な役割をもつ。

たとえば、その第1条(目的)は、次のとおりである(抜粋)。

「この法律は、国の諸活動の記録である公文書が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、行政文書の適正な管理を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」

本件では、「行政文書の適正な管理」がなされなかった。「行政が適正かつ効率的に運営されるよう」にもならなかった。「国の諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務」は、まったく全うされなかった。「健全な民主主義の根幹」を揺るがす事態と言わざるを得ない。

これも、詰まるところは、アベノセイなのだ。

(『澤藤統一郎に憲法日記』2018年3月6日)